

MS必携

「公正競争規約」ハンドブック

=できること・できないこと=

(改訂版)

医療用医薬品卸売業公正取引協議会

- このハンドブックは、MSの皆さんが日頃の営業活動の中で、公正競争規約上「できること」・「できないこと」を確認するときや疑問を解決するときに、ご活用ください。
 - 「できること」・「できないこと」に記載されている事項は、「例示」であり、限定されたものではありません。迷われたときは、下記にお問い合わせください。迷われたときは、新企画・営業活動等の規約上の適正性の「事前相談」を設けています。
 - 当協議会は、会員の皆さんの「事前相談」に「事前相談」を設けています。
 - 新企画・営業活動等の規約上の適正性の「事前相談」を設けています。
- いつでも下記にお問い合わせください。

医療用医薬品卸売業公正取引協議会
〒103-0028

東京都中央区八重洲1-7-20 八重洲口会館4階

社団法人日本医薬品卸売業連合会 内
TEL: 03-3275-0984

FAX: 03-3273-7648

E-mail: koutori@jpwa.or.jp

2012年9月発行

《 目 次 》

公正競争規約の法的根拠	3-4
公正競争規約の目的と必要性	5-6

●運用基準第1条

・製剤見本	7-8
・寄付	7-8
・医療関連団体の会費（賛助会費）	7-8
・学会手伝い	7-8
・広告	9-10
・受発注ソフト	9-10
・慶弔	9-10
・きょう応、接待	9-10
・葬儀、通夜の手伝い	9-10
・仕事の報酬	9-10
・選挙の支援	11-12

●運用基準第2条

・提供しないこととしている景品類	11-12
・親睦会合協賛（行事協賛）	13-14
・行事参加費	13-14
・医薬品の無償提供、添付行為	13-14
・取りまとめ	13-14

●運用基準第3条

・旅行招待	13-14
-------	-------

●運用基準第4条

・レセプトの搬送	13-14
・その他の便益労務の無償提供	15-16
・無償の院内労務	15-16
・車輛の運行サービス	17-18
・廃棄物の引き取り	17-18

●運用基準第5条・6条・7条

・自社の学術情報誌	17-18
・一般的な医学／薬学的情報	17-18
・学術情報の提供	19-20
・講演会、研修会	19-20
・院内説明会など	21-22

●運用基準第8条・9条・10条

・新たな取引を行おうとする 相手方に提供するもの	21-22
・医療機関等が行う記念行事	21-22
・自己の記念行事	21-22
・少額景品類	23-24

●【参考資料】 国家公務員倫理規程

・国家公務員が、利害関係者との間の 行為で、「できること」「できないこと」	25-30
--	-------

【 公正競争規約

一般消費者の適正な選択を確保するために、不当な表示や過大な景品付き販売を規制する法律が、**景品表示法**です。

しかし、過大な景品付き販売等を規制するためには、景品表示法に基づく法的規制だけでは十分ではありません。

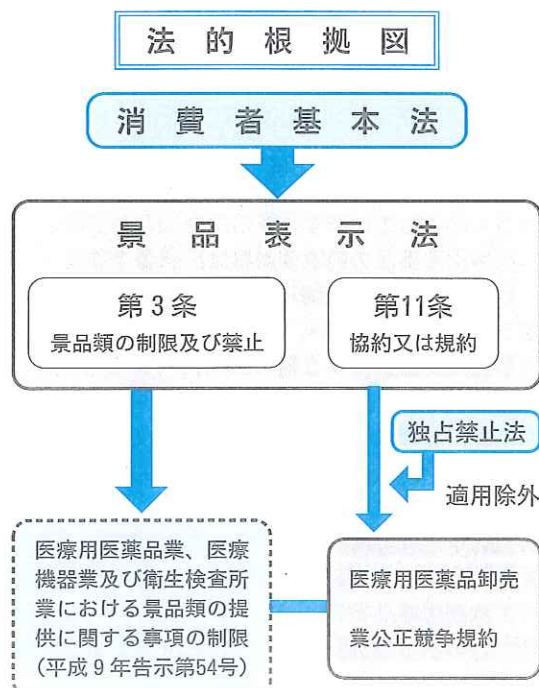
そこで、**景品表示法（第11条）**は、**消費者庁長官および公正取引委員会**が景品表示法に定める要件を満たしていると認定したときは、業界の事情に合わせて過大な景品等を効果的に規制できるように、業界自らが自主的かつ積極的に守るべき**ルール**を設定することを認めました。それが「公正競争規約」制度です。

このように、**公正競争規約**は、**自主ルール**ではありますが、**法に基づいて特別に認められている**だけでなく、参加者全員が守らなければ意味がありません。そこで、規約の参加者はそのルールを遵守する義務を負います。

また、この拘束性を法的に保障するため、規約および規約に基づく行為には、**独占禁止法の適用除外**が特別に認められています。

の法的根拠】

医療用医薬品卸売業公正競争規約は、医療用医薬品卸売事業者による医療機関や調剤薬局等への不当な景品類の提供を制限するために、**景品表示法**に基づいて認定を受けている**医療品卸売業界の自主ルール**です。



【 公正競争規約の

①平成21年6月、公正競争規約の根拠法である「景品表示法」が改正されました。

この改正により、景品表示法は、改正前の独占禁止法に基づく「競争上のルール」という位置付けから、消費者基本法に基づいて「消費者の適正な選択を確保するためのルール」という位置付けに変わりました。

医療用医薬品卸売事業者にとっては、「消費者」が「患者」になり、「患者の適正な選択を確保するためのルール」になります。

②医薬品卸は、患者に直接医薬品を販売することはできません。しかし、「患者の適正な選択」に大きく関与しています。

医療用医薬品の最終使用者は、患者です。

患者は、医薬品に関して以下の権利を有しています。

- ・ 医薬品を選択する権利
- ・ 自己にとって最適な医薬品の処方／調剤等を受ける権利
- ・ 安全安心できる医薬品の処方／調剤等を受ける権利

患者がこれらの権利を行使できる環境を確立・維持することが「患者の利益」となります。

医療用医薬品卸売業公正競争規約の目的は、患者がこのような権利を行使できる環境を確立・維持することです。

目的と必要性】

③患者は、医薬品について次のような選択権を有していると考えられます。

- ・ 自己の身体、症状等への適／不適を医薬品の処方／調剤に反映させる権利
- ・ 医薬品選択に必要な情報の提供を求める権利
- ・ 経済性を反映した処方／調剤を受ける権利
- ・ 最新・最適（とされる）の医薬品の処方を求める権利（潜在的権利も含め）

しかし、現実に患者の選択権が確保されるためには、医師や薬剤師が次のような患者主体の処方や調剤を行うことが必要となります。

- ・ 個々の患者の身体条件、症状等から最適と判断される医薬品の選択
- ・ 説明・疑義照会義務の履行
- ・ 患者の合理的／妥当な要望への真摯な対応
- ・ 最新／正確な、医学／薬学情報の収集

医薬品卸が、医薬品に関する質・量共に豊富な情報提供を行い、タイムリーかつ正確な医薬品の流通を確実に行うことができれば、医師や薬剤師が患者主体の処方や調剤を行うことに大きく寄与することができます。

④「公正な競争」と「適正な選択」とは、「表裏一体の関係」にあるとされています。

「医師および薬剤師による患者主体の処方／調剤」と「医薬品卸間の公正な競争が確保されること」とは、「表裏一体」です。

製剤見本、寄付、会費、学会手伝い

種類／要件・留意点	できること	できないこと
製剤見本 ・ メーカーの依頼による見本配布	・ 袋詰めされ、宛名が明記された製剤見本の配布	・ 袋詰めされていない製剤見本の配布 ・ 宛名が明記されていない製剤見本の配布
寄 付 ・ 反対給付を伴わないもの ・ 公益目的又は学術目的があり、かつ取引付随性がないこと ・ 「医療機関等」には当たらない団体でも、公益目的又は学術目的がない場合は、その団体に所属する医療担当者等が負担すべき費用の肩代わりになることがある	・ 慈善団体への寄付 ・ NPOへの寄付（医療機関等が関与する場合、組織の整備状況、独立性の確保、活動内容等から総合的に判断する） ・ 独立した患者団体への寄付（「〇〇病者の会」など） ・ 医師会等が作成する医療機関マップの協賛	・ 寄付を名目にした単なる金品の提供 ・ 経営資金の補填や物品の購入、施設の増改築費用などに充てられる場合（ただし、財務大臣指定の「指定寄付金」はその都度検討する） ・ 強制や割り当てに基づく寄付 ・ 患者勧誘を目的とする催し、行事への寄付 ・ 遊興的な色合いが強い催し、行事への寄付 ・ 医療機関等からの要請に基づく「赤い羽根共同募金」 ・ 学会参加医療担当者の旅費等に充てられる寄付 ・ 医療機関等の役職員およびその家族が参加するサークル等の団体への寄付（コーラス発表会、展覧会など）
医療関連団体の会費（賛助会費） ・ NPOの場合、組織の整備状況、独立性の確保、活動内容等から総合的に判断する	・ 医療関連団体（NPOを含む）の正当と認められる会費	・ 正会員と比べて不当に高額である場合の会費 ・ 会員としての権利や利益が認められない場合の会費
学会手伝い ・ 責任の度合いが低い、簡易かつ単純な作業等であること	・ 簡易な手伝い、作業（受付、場内整理、会場案内など）（1社1～2名程度） ・ 自社取扱品のブース開設およびその要員派遣	・ 負担や重い責任が求められる過大な手伝い ① 運営、進行に関わる重要な作業等（PC操作、照明・音響調整、会場設営など） ② リスクに関わる重い責任が求められる作業等（会費徴収等の金銭を扱う作業、駐車場整理など）